

平成17年（2005）旭市議会第2回臨時会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成17年8月18日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 市長あいさつ
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 旭市農業委員会委員の推薦
- 第 6 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明
- 第 9 議案の補足説明
- 第10 質疑、討論、採決
- 第11 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 市長あいさつ
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 旭市農業委員会委員の推薦
- 日程第 6 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明
- 日程第 9 議案の補足説明
- 日程第10 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 常任委員会陳情付託
- 追加日程第2 常任委員長陳情報告

追加日程第3 質疑、討論、採決

日程第11 閉 会

出席議員（68名）

1 番	角 崎 浩 一	2 番	日 向 一 晴
3 番	伊 藤 房 代	4 番	越 川 芳 男
5 番	林 七 巳	6 番	山 田 芳 邦
7 番	向 後 悦 世	8 番	景 山 岩三郎
9 番	高 野 宇一郎	10 番	高 木 寛
11 番	石 毛 昭 夫	12 番	長谷川 喜代司
13 番	鶴 谷 富士男	14 番	滑 川 公 英
15 番	嶋 田 哲 純	16 番	安 藤 政 平
17 番	内 田 芳 助	18 番	佐 藤 章 吾
19 番	宮 内 真 二	20 番	柴 田 徹 也
21 番	木 内 欽 市	22 番	佐 藤 芳 民
23 番	浪 川 光 平	24 番	伊知地 直
25 番	佐久間 茂 樹	26 番	大久保 源 一
27 番	日 下 昭 治	28 番	平 野 浩
29 番	齊 藤 勝 昭	30 番	林 俊 介
31 番	明 智 忠 直	32 番	林 一 雄
33 番	小 倉 輝 行	34 番	菅 谷 源兵衛
35 番	藤 田 昌 功	37 番	相 澤 多喜壽
38 番	加 瀬 義 夫	39 番	木 内 兵 衛
40 番	大 极 博	41 番	向 後 保 夫
42 番	高 木 武 雄	43 番	嶋 田 茂 樹
44 番	石 毛 忠 雄	45 番	岩 崎 好 治
46 番	成 毛 秀 夫	47 番	島 田 壽 雄
48 番	向 後 忠 昭	49 番	佐 藤 文 雄
50 番	久須美 佐 内	51 番	向 後 和 夫
52 番	高 橋 利 彦	54 番	江波戸 邦 夫

5 5 番 在 田 榮 治
 5 7 番 菅佐原 滋 之
 5 9 番 林 正一郎
 6 1 番 鈴 木 正 道
 6 3 番 伊 藤 清 昌
 6 5 番 神 子 功
 6 7 番 金 杉 佐久治
 6 9 番 林 一 哉

5 6 番 高 橋 敬
 5 8 番 木 内 茂
 6 0 番 菱 木 勘兵エ
 6 2 番 羽 田 清太郎
 6 4 番 阿 部 一 成
 6 6 番 松 木 源太郎
 6 8 番 伊 藤 鐵
 7 0 番 加 瀬 実

欠席議員（2名）

3 6 番 常世田 昭 一

5 3 番 嶋 田 正 治

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 病院事業
管 理 者 村 上 信 乃
 総 務 課 長 増 田 雅 男
 秘書広報課長 平 野 哲 也
 財 政 課 長 高 埜 英 俊
 市 民 課 長 小長谷 博
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 林 久 男
 商工観光課長 小 田 雄 治
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 山 崎 健 次
 飯岡支所長 佐久間 俊 雄
 会 計 課 長 遠 藤 純 夫
 水 道 課 長 宮 本 英 一
 学校教育課長 多 田 清 司
 農業委員会
事務局長 野 口 徳 和

教 育 長 加 瀬 武 彦
 病院事務部長 今 井 和 夫
 新 市 行 政
推 進 室 長 加 瀬 博 夫
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 江ヶ崎 純 敏
 環 境 課 長 堀 川 茂 博
 健康管理課長 浪 川 敏 夫
 高 齢 者
福 祉 課 長 横 山 秀 喜
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 海上支所長 木 内 孫兵衛
 干潟支所長 木 内 國 利
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 在 田 豊
 生涯学習課長 神 原 房 雄
 飯岡荘支配人 野 口 國 男

事務局職員出席者

事務局 長	来 栖 昭 一	事務局 次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 田 裕 紀 子	主 任 主 事	飯 笹 浩 一
主 事	山 崎 香 里		

開会 午前 9時59分

◎日程第1 開 会

○議長（林 正一郎） ただいまの出席議員は68名、議会は成立しました。

これより平成17年旭市議会第2回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第2 市長あいさつ

○議長（林 正一郎） 日程第2、市長あいさつ。

ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日ここに平成17年旭市議会第2回臨時会を招集させていただき、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

議長よりご指名をいただきましたので、開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

ご案内のように、私は去る7月24日に告示されました新旭市の市長選挙に立候補させていただいたところ、多くの市民の皆様のご支持をいただき、新市の初代市長として当選の栄を賜り、市政を担当させていただくこととなりました。これもひとえに議員の皆様方並びに市民の皆様方のご理解とご協力のたまものと心から厚く御礼申し上げます。

今、議場に立ち、初代市長に選ばれた光栄を感じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。今後、新生旭市のますますの発展のため、新市建設計画で掲げた将来都市像である「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」実現のため、不退転の決意を持って市政に取り組んでまいり所存でありますので、旧来にも増したご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

私は、新旭市にはたくさんの魅力があると考えております。

一つ目は、穏やかな気候と豊かな耕地、そして太平洋に育まれた農水産業であります。干潟八万石の広大な水田、干潟町から海上町、飯岡町と続く丘陵地帯の畑、そこから取れる米とさまざまな野菜は、質・量とも県内随一であり、豚、牛、鶏等の畜産を合わせた農業産出

額は、県内では圧倒的な第1位。加えて、飯岡漁港の水揚げ量も県内第2位となっており、食材なら何でもそろそろ首都圏の一大食糧生産基地であります。しかも、風水害等の大きな被害が極めて少ないことから、全国一安定供給が可能な地域であります。

二つ目は、20万人を超える商圏人口を形成している商業の集積です。人が集うということは、それだけで発展の可能性を表します。

三つ目は、県内一の設備と充実度を誇る医療と福祉であります。旭中央病院は、診療圏人口100万人の基幹病院として1日の入院患者数1,000人、外来患者3,500人、救命救急センターの利用者も昨年度は6万人を超える大病院となっております。各種福祉施設の立地と相まって、暮らしの安心度は全国でもトップクラスの地域となっております。

これら多くの地域資源を備えた旭市は、地方分権時代にふさわしいみずからの足で歩める自立したまちに発展できると確信しております。子どもたちが元気に遊び、地元で働くたかさんの若者たち、そして高齢者は健康で生き生きと人生を楽しめる、そんな日本一住みよいまち「旭」を目指したいと考えております。

旧1市3町の人々の融和を図り、お互いに助け合い、協力し合って、安全で安心、笑顔の絶えない、そんな旭市をつくるため全力を尽くす覚悟でありますので、議員各位をはじめ市民の皆様には、一層のご指導、ご助言を賜りますよう心からお願い申し上げます、ごあいさついたします。

なお、この場をお借りいたしまして1点ご報告を申し上げます。

旧干潟町の一般廃棄物処理業許可及び取り消し処分につきましては、昨日の議会全員協議会におきましてご報告いたしましたところ、市議会議員の皆様には大変なご心配をおかけしております。本件の経緯につきましては、昨日、環境課長から概要の説明及び資料が配布されていると思いますので、説明は省略をさせていただきます。

私は、初登庁の日である8月1日に職務執行者から本件の引き継ぎを受けた後、午後、環境課長とともに現地を視察し、清和甲の環境を守る会の会長さんともお会いをし、現状を知り、市の最重要事項と認識をいたしました。この一般廃棄物処理業の許可は、処理計画及び施設の能力が基準に適合しておらず、県への届け出もございません。また、申請時に必要な一般廃棄物の処分に適する処理施設を有しておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づかないものと判断いたしております。旧干潟町から引き継がれました株式会社環境シンフォニックからの異議申し立てについては、県との協議が調い次第、早急に決定するよう環境課長に指示してございます。現在、業者が廃棄物処理施設の建設を進めておりますが、関

係各課が総意結集し建設を中止させるよう対応策を講じ、一日も早い地域住民の不安を解消するよう指示いたしましたのでご報告を申し上げます。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 正一郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。会議録署名議員の指名を行います。
指名いたします。9番、高野宇一郎議員、10番、高木寛議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（林 正一郎） 日程第4、会期の決定。会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案等説明のため、市長、教育長及び病院事業管理者ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第5 旭市農業委員会委員の推薦

○議長（林 正一郎） 日程第5、旭市農業委員会委員の推薦。農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により旭市議会の推薦に基づいて選任されていた旭市農業委員会委員の任期が7月19日に満了いたしましたので、委員の推薦を行います。

地方自治法第117条の規定により本議題に関係いたします高野宇一郎議員の退場を求めます。

(9番 高野宇一郎 退場)

○議長(林 正一郎) おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することに決しました。

指名いたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は、旭市ハの607番地、林彌太郎氏、旭市松ヶ谷2103番地、多田正治氏、旭市横根831番地、高野宇一郎氏、旭市萬歳1858番地、實川勤氏。

以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました林彌太郎氏、多田正治氏、高野宇一郎氏、實川勤氏の4名の方を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は、ただいま指名いたしました林彌太郎氏、多田正治氏、高野宇一郎氏、實川勤氏の4名の方を指名することに決しました。

これより議会推薦の旭市農業委員会委員について採決いたします。

旭市ハの607番地、林彌太郎氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、林彌太郎氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市松ヶ谷2103番地、多田正治氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、多田正治氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市横根831番地、高野宇一郎氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、高野宇一郎氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市萬歳1858番地、實川勤氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、實川勤氏を推薦することに決しました。

本議題が終了いたしましたので、高野宇一郎議員の入場を求めます。

(9番 高野宇一郎 入場)

◎日程第6 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(林 正一郎) 日程第6、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員には、常世田清志氏、昭和10年3月26日生まれ、旭市ハの297番地の3。石毛恒男氏、昭和12年2月23日生まれ、旭市後草2024番地。石橋清氏、昭和5年12月5日生まれ、旭市萩園1207番地の1。飯田博之氏、昭和12年6月22日生まれ、旭市萬力2359番地。

以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長が指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人

と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました常世田清志氏、石毛恒男氏、石橋清氏、飯田博之氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、旭市選挙管理委員会補充員には、伊藤新市郎氏、昭和8年3月7生まれ、旭市塙1446番地。高安勇氏、昭和12年8月24生まれ、旭市口の1462番地の1。菅谷正徳氏、昭和13年2月23生まれ、旭市溝原601番地。宮内正己氏、昭和15年9月26生まれ、旭市後草2014番地の5。

以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長が指名しました方を旭市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました伊藤新市郎氏、高安勇氏、菅谷正徳氏、宮内正己氏、以上の方が旭市選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についておはかりいたします。補充の順序は、議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎) ご異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長が指名した順序により、第1順位、伊藤新市郎氏、第2順位、高安勇氏、第3順位、菅谷正徳氏、第4順位、宮内正己氏に決定しました。

◎日程第7 議案上程

○議長(林 正一郎) 日程第7、議案上程。議第1号から議第13号までの13議案を一括上程いたします。

議案第 1号 旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 2 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 5 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 6 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 7 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 8 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 9 号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 10 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 11 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 12 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 13 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎日程第 8 提案理由の説明

○議長（林 正一郎） 日程第 8、提案理由の説明。提案理由の説明を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本臨時市議会に提案いたしました議案13件について提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、「日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令」が制定され、交通安全対策基本法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消防法及び石油コンビナート等の災害防止法が改正され、これに合わせて「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」と「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてでありまして、市長職務執行者の職務の終了に伴い廃止するものであります。

議案第4号から議案第13号までの10議案は、新市の発足に伴い、各行政委員会の委員を任命あるいは選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

議案第4号から議案第8号までは、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、教育委員会委員5名を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、米本弥栄子氏、渡邊幸俊氏、服部紘一氏、田村和夫氏、伊藤龍芳氏が適任と考え提案するものであります。

議案第9号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、旭市監査委員を選任するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、識見を有する者から選任する監査委員として、木村哲三氏が適任であると考え提案するものであります。

議案第10号から議案第13号までは、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方税法第423条第3項及び旭市税条例附則第2条の8の規定に基づき、旭市固定資産評価審査委員会委員4名を選任するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、高根雅人氏、若林昭一氏、高埜一衛氏、金杉武治氏が適任であると考え提案するものであります。

以上、今回提案いたしました各議案の趣旨を申し上げました。詳しくは、事務担当者からご説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

◎緊急質問

(「議長、緊急質問」の声あり)

○議長(林 正一郎) 66番、松木源太郎議員。

○66番(松木源太郎) 旭市議会会議規則第63条により緊急質問を行いたいと思いますけれ

ども、議長のご許可をお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 許可します。

○66番（松木源太郎） 理由は、市長の臨時市議会開催告示において、付議議案（9）、（10）において、旭市監査委員の選任同意案件が記されていますが、旭市監査委員条例第3条の「議員のうちから選任する監査委員」が提案されないことについて、その理由をただしたいと思うわけであります。

質問の内容は、旭市監査委員条例第3条（議員のうちから選任する監査委員）の選任を市長就任の本臨時議会に提案しない理由はどのようなことかということであります。9月定例市議会までに監査委員の行うべき決算監査は、2004年度の旭市、海上町、飯岡町、干潟町の一般会計及び特別会計の決算監査、2005年4月から6月の同じく1市3町の一般会計と特別会計の決算監査並びに東総塵芥処理組合、旭市外3町消防組合の2004年度並びに2005年4月から6月の決算監査、旭中央病院の4月から6月の決算監査と多数の決算監査を実施しなければならないものであります。

このような大事な時期に、議会から選任された監査委員が不在のままにするわけにはいかないのではないのでしょうか。法律的に置かなくても違法でないという前に、市長の政治的責任が問われると思います。市長の見解はどうか、本臨時会の開会中に提案する考えはないか、このことについて市長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

市長、登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 今回提案をしない理由でございますけれども、私は、議会からの監査委員の推薦を議長を通じて議会にお願いをしてございます。その選任がまとまらないということで、9月議会まで待たせていただくということに決定をさせていただきました。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 新設合併という大事な市議会の第1歩の決算審査の中で、議会推薦の監査委員がいないということは大変私は片手落ちだと思います。再考をお願いしたいと思います。

なお、行政実例などによりますと、旭市は監査委員は2名、学識経験と議会推薦でございますけれども、監査委員が1名という町もあるわけです。その場合には、議会推薦の監査委員だけが認められて学識経験は認められないという行政実例もあるように、監査委員という

のは、まず執行部を監査する議会から出るというのが基本的な考え方でございます。計数的な処理ができればいいのではなく、その行政の中身がどう問われるかということについての決算監査が必要だと思います。これについて再度申し訳ございませんが、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 人事案件でございますので、これ以上の質疑、討論は遠慮していただきます。

市長、松本源太郎議員の再質疑に対して答弁をもう一度お願いいたします。

○市長（伊藤忠良） 松木議員のおっしゃられる趣旨はよく分かります。議会の方で皆さん方でよく相談をして、適当な人をぜひご推薦をお願いしたいと思います。それがまとまっていただければ、私の方はいつでもお願いをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第 9 議案の補足説明

○議長（林 正一郎） 日程第 9、議案の補足説明。議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号及び議案第 3 号、議案第 4 号から議案第 13 号までについて、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 4 号から議案第 13 号までの補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号 旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令が制定され、この中で交通安全対策基本法施行令第 5 条第 3 号中、日本道路公団が東日本高速道路株式会社に改められたことにより、条例中の当該語句の改正をするものであります。

続いて、議案第 3 号 旭市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本案は、7 月 31 日付で旭市長が就任したため、職務執行者の職務期間が終了し、当該条例の必要がなくなったため廃止するものであります。

続いて、議案第 4 号から議案第 8 号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めること

について補足説明を申し上げます。

今回、旭市教育委員会委員に任命したい方は、旭市西足洗598番地22にお住まいの米本弥栄子氏で、昭和14年2月21日生まれの方、次は、旭市口の1232番地にお住まいの渡邊幸俊氏で、昭和22年5月5日生まれの方、次は、旭市大間手530番地にお住まいの服部紘一氏で、昭和17年10月8日生まれの方、次は、旭市三川2949番地5にお住まいの田村和夫氏で、昭和14年11月11日生まれの方、次は、旭市萬歳161番地にお住まいの伊藤龍芳氏で、昭和15年7月3日生まれの方の5名の方々です。

米本氏は、平成13年、渡邊氏は平成12年から旧旭市で、田村氏は平成15年から旧飯岡町で、伊藤氏は平成14年から旧干潟町で教育委員会委員を務められておりました。

また、服部氏は昭和40年から教職につき、平成15年に旭市立第二中学校校長で退職するまでの38年の長きにわたり教育の現場にいた方であります。

5名の方々は、それぞれ人格が高潔で教育に関し識見を備えられた教育委員にふさわしい方々であります。これらの方々を任命するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

なお、同法に規定する欠格事項、兼職や兼業の禁止については抵触しておりません。

また、今回任命する教育委員の方々の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第8条の規定により、2人は4年、残り3人はそれぞれ3年、2年、1年となります。

そこで、5人の方々それぞれの任期は、年齢の大きい順に米本氏と田村氏を4年、伊藤氏を3年、服部氏を2年、渡邊氏を1年とする予定であります。

続いて、議案第9号 旭市監査委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

旭市監査委員に任命したい方は、旭市口の686番地4にお住まいの木村哲三氏で、昭和29年8月20日生まれの方であります。

木村氏は、公認会計士として活躍されている方で、財務管理や経営管理について優れた識見を有しており、監査委員として最適の方であります。

なお、地方自治法に規定されている欠格事項、兼職や兼業の禁止については抵触しておりません。

続いて、議案第10号から議案第13号、旭市固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

今回、旭市固定資産評価審査委員会委員に任命したい方は、旭市口の1240番地にお住まい

の高根雅人氏で、昭和40年10月17日生まれの方、次は、旭市後草1855番地にお住まいの若林昭一氏で、昭和15年5月11日生まれの方、次は、旭市三川8345番地にお住まいの高埜一衛氏で、昭和16年1月7日生まれの方、次は、旭市萬力92番地にお住まいの金杉武治氏で、昭和8年12月25日生まれの方、の4名の方々です。

若林氏は、平成14年から旧海上町で、金杉氏は平成15年から旧干潟町で固定資産評価審査委員会委員を務められておりました。

また、高根氏は税理士の資格を有し、固定資産評価に対する知識も豊富であり、高埜氏は不動産業に従事する傍ら、教育委員会委員を務めるなど行政運営に精通し、4氏とも知識経験豊富で委員として適任の方であります。

また、4名とも地方税法に規定されております兼職の禁止や請負の禁止並びに欠格条項には抵触しておりません。

以上で、議案第1号、議案第3号、議案第4号から議案第13号までの補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤眞一 登壇）

○消防長（佐藤眞一） 議案第2号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

本案は、消防法及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、火災予防条例の一部を改正するものであり、大別して3点ございます。

まず第1点は、改正条例第1条中主なものとしましては、第8条の3として燃料電池発電設備を新たに規制の対象となる火気設備等として位置付け、その位置、構造及び管理については、現条例第3条に規定されている炉の位置及び構造の基準を準用するほか、その型式により、第2項から第5項でさらに細部にわたり規定をするものでございます。

次に、第12条第4項及び第5項としまして、内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造、設備について、従来の規定に加えて新たに細部にわたり規定を図るものでございます。

次に、第29条の5第3号から第5号は、特定共同住宅等の住宅用防災機器の設置を免除を規定するものでございます。共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令の定める基準に従い設置したとき、免除をす

るものでございます。

その他の改正につきましては、条文、用語の整理のためのものでございます。

施行日につきましては、平成17年10月1日、ただし第31条の5、第49条及び別表第8備考第7号の改正規定並びに附則第5条は、公布の日からでございます。第29条の5の特定共同住宅等の住宅用防災機器の設置免除規定は、平成19年4月1日とするものでございます。

続きまして、第2点につきましては改正条例第2条中主なものとしましては、第31条は、従来、指定数量の5分の1以上指定数量未満の少量危険物につきましては、貯蔵、取り扱いについてのみ条例規定されておりましたが、貯蔵施設や場所の位置、構造、設備を新たに規制の対象としまして、第31条の2から第31条の8で各貯蔵所、取扱所ごとに、その貯蔵し、取り扱い場所の位置、構造、設備の技術上の基準を細部にわたり規定をするものでございます。

次は9枚目の中段になります。

次に、第33条第2項及び第3項は、別表第8の指定可燃物の可燃性液体類の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準について規定するものです。これにつきましても、従来、貯蔵、取り扱いについてのみ条例規定されていましたが、貯蔵施設や場所の位置、構造、設備を新たに規制対象とするものでございます。

次に、7枚目の裏の下から8行目です。

第34条第5号は、再生資源燃料のうち廃棄物固形化燃料等を貯蔵、取り扱う場合の細部の規定であります。さらに、第34条の第2項については、綿花類等を貯蔵し、または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準を定めるものでございます。

次に、9枚目の中段になります。

次に、第34条の2は、別表第8の指定可燃物中数量の100倍以上の再生資源燃料、可燃性固体類、可燃性液体類または合成樹脂類については、特殊な性質と出火時の消火の困難性から消防活動への影響が大きいことから、新たに規定するものでございます。

別表の第8につきましては、指定可燃物の範囲に、従来規制の対象でなかった再生資源燃料、数量1,000キログラムを新たに加えて、規制の対象とするものでございます。

この再生資源燃料は、廃材、廃プラスチック、これにつきましては通称RPFと言います。生ごみ、この生ごみにつきましては、通称RDFと言います。これを原料として生成する燃料でございます。

その他の改正につきましては、条文、用語の整理のためのものでございます。

施行日につきましては、平成17年12月1日、経過措置として既存の合成樹脂類の屋外の貯蔵取り扱い施設及び廃棄物固形化燃料の貯蔵取り扱い施設は、平成19年11月30日まで適用免除、廃棄物固形化燃料の貯蔵を取り扱う者に対する消防長への届け出の適用については、平成17年12月31日までとするものでございます。

次に、9枚目の裏の9行目からでございます。

第3点目につきましては、改正条例第3条中、第29条の2については、一般住宅への住宅用防災機器、通称、住宅用火災警報器と言っております。設置を義務付け規定するものです。近年、火災による死者のうち、一般住宅での死者が非常に大きな割合となってきたことから、一般住宅への住宅用防災機器の設置を義務付けるものでございます。住宅用防災機器の種類としては、住宅用防災警報器、住宅用防災報知設備の2種類がございます。

次に、9枚目の裏の中段になります。

次に、第29条の3につきましては、住宅用防災警報器の設置場所、住宅の部分に応じた設置する住宅用防災警報器の種別、性能及び維持管理について規定をするものでございます。

次に、第29条の4につきましては、住宅用防災報知設備の住宅の部分に応じた設置をする感知器の種別、性能及び維持管理に関し規定を図るものでございます。

第29条の6につきましては、住宅用防災警報器等の基準の特例について規定するものであり、29条の7につきましては、旭市及び旭市民の住宅における火災予防の推進について規定をするものでございます。

その他の改正につきましては、条文、用語の整備のためものでございます。

住宅用防災機器設置義務につきましては、新築の住宅だけではなく既存の住宅にも遡及適用するものでございます。また、設置する機器については、日本消防検定協会の鑑定試験合格品とするものでございます。

施行日については、平成18年6月1日、経過措置としまして、既存住宅への適用については、平成20年6月1日からとするものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 消防長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

◎日程第 10 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎） 日程第10、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。議案第1号から議案第13号までの13議案を委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第13号までの13議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

議案第1号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号 旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

議案第2号について質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 議案第2号 旭市火災予防条例の一部改正条例についてご質疑をいたします。

大変専門的なことですので、私たち素人にはなかなか分かりづらい点がありますので、専門である消防長から私たちが分かりやすいように解説をお願いしたいということなんです。

まず、第1条条例でございます。燃料電池発電設備とはどのようなものなのか、どの程度

普及し、また普及することが予想されるか、旭市においては現在どういう状況かお聞かせいただきたいと思います。

第8条の3に、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池という中に、火を使用するものに限っておりますけれども、この火を使用するものというのは具体的にどういうことでしょうか。燃料電池にもたくさん種類があって、この火というのは恐らくガスなどで燃やす場合だけがこの該当するのかと考えられますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

次に、屋内、屋外の設置基準がありますけれども、簡単に言うと、屋内と屋外ではどんな形で普通防護されればオーケー、基準に満たすということになるかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、内燃機のところの基準が変わるということがありますが、これは実は内燃機というのは、ふん尿などのガスを使った発電も最近かなり小規模であるようですけれども、そういうものを配慮した改正なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次、第2条条例の問題で、大変多岐にわたって私も条例を読んで難しくて分からなかったのがいっぱいあるんですけれども、この指定数量未満の危険物とは、指定可燃物の貯蔵取り扱い基準が簡単に言うとどう変わったのか、5分の1というのがどういうふうに変わったのか、ものによってでしょうけれども、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、34条の第5号関係でございますけれども、再生資源燃料のうちの廃棄物固形化燃料、先ほど補足説明でRPFとRDFのそういう2種類があるようでございますけれども、三重県におけるあの爆発事故からこのことが起こってきたのだと思いますけれども、この貯蔵等の取り扱い基準というのは、簡単に言うとどの程度、一般的に言うとどのようなことを気をつけろというふうに基準が成ったのか、お教えいただきたいと思います。

次に、第3条条例でございますけれども、第3章の2に住宅用の防災機器の設置及び維持に関する基準というのを入れるということでございます。住宅用防災警報器の設置維持の基準というのは、簡単に言うとどのようなことを求められているのか。住宅用防災報知設備の設置維持というのは、簡単に言うとどのようなことを設置の基準で求められているのか。

それから、先ほど補足説明で若干ありましたけれども、設置の免除は具体的にどんな場合なのか。それから、既存住宅への設置の経過措置が平成20年5月31日までで、先ほどの補足説明のように平成20年6月1日からは、既存住宅にもこれらの住宅用防災機器の設置が義務付けられるわけでありましてけれども、これは大変難しいと思うんですけれども、どのような

ことが今措置として考えられているのか。それから、もう一つ新築の場合でございますけれども、住宅の防災警報器や防災放置設備が設置されていない新築住宅というのは、都市計画法区域での建築確認の申請をした場合に、建築許可がおりないというようなことになるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

最後に2点、これは行政上の問題ですけれども、既存住宅への設置の推進については、国、県など何らかの助成的な措置を考えているのでしょうか。また、この条例が施行された場合に、旭市においては、どういう立場で設置を推進するというふうに考えられるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、松木議員のご質問についてお答え申し上げます。

まず、第1点の改正条例第1条の関係についてでございますが、燃料電池発電設備とはどのようなものかと、またその普及状況とあるいは旭市において現在あるのかということでございます。これについては、燃料電池発電設備は都市ガス、LPG、灯油などの燃料を水素に改質しまして、水素と酸素を化学反応させ、化学反応するときに発生した電気を利用する装置ですが、これは発電に際して排気ガスや騒音等がなく水が生成されて排出されるものでございます。現在この普及状態でございますけれども、大型なものとしては、火力発電に代わりこの千葉県では五井の発電所で1万1,000キロワットが現在稼働中でありまして、また、ビルなどの電力源としても活用されております。そして、小型なものとしてはホンダ、トヨタ、日産、これが自動車にももう既に開発されております。そして現在、東京ガス等において小型として一般家庭用として開発が進められておりまして、今後一般家庭にもこの普及が進むと、そのように考えられております。現在、旭市においては、燃料電池式のこの発電設備というのはございません。

次に、第8条の3の固体分子型燃料電池、この中で火を使用するものと、これにつきましては、この燃料電池発電設備のうち出力10キロワット未満のものについては、この燃料を改質機、これを水素にするためのものですけれども、燃料を改質機で水素に改質するとき、バーナーで改質機を加熱するんです。ですから、これは火を使用するものに限るというふうになってございます。

次に、屋内、屋外でどのような火災予防上の設備基準がなされるのかというご質問でござ

いますが、これについては細部にわたって規定されておるんですけれども、主なものとして屋内の場合、火災予防上、安全な距離をとる。それから、建物、可燃性物品からやはり距離をとるんだと、この発電設備から壁からの距離、それから可燃物の落下や接触のおそれのない位置として階段、避難口等、避難の支障となる位置には設けないことと、また使用に際し火災の発生のおそれのある場所は不燃材料で作ります。そして、見やすい位置に標識を設けます。そして、また燃料タンクについては構造、容量、材質等についてやはりこれを規制を図るものでございます。

また、屋外の場合でございますけれども、前述の屋内の場合に加えてさらに主なものとしては、建築物から3メートル以上のこの保安距離を取りなさい。そして、建物等の部分等の間には、点検に支障のないようなやはり距離を保つと、このようになってございます。これについて先ほどの内燃機関との関係でございますが、内燃機関とのこの関係は、内燃機関は内燃機関で規制してございますので特にありません。

以上が、改正条例第1条の関係でございます。

続きまして、改正条例第2条の関係で、指定数量未満の危険物及び可燃物の貯蔵取り扱い基準の改正についてどうかということでございます。これは、指定数量の5分の1以上指定数量未満というのは、これは変更ございません。ただ、今までの基準が貯蔵と取り扱いだけのみ規制されておりました。そして、貯蔵と取り扱いではやはり規制が甘いということで、さらに貯蔵施設や場所の位置、それから構造、それから設備、これを新たに規制の対象としたものでございます。

次に、34条第5号の再生資源燃料についてでございますけれども、これは廃棄物固形化燃料を取り扱う場合には、これは水を嫌いますから適切な水分管理を行い、貯蔵する場合にあつては適切な温度に保持されたものに限って貯蔵の受け入れを行い、3日を超えて集積する場合は、5メートル以下の集積高さとする、そしてさらに温度、可燃性ガス濃度の監視により、発熱の状況を常に監視することをするものです。これにつきましては、平成15年度に三重県の三重企業の発電プラントが爆発しました。そういうことから平成16年度にこの規制が新たに加えられたものでございます。

改正条例第2条の関係につきましては、以上でございます。

次に、改正条例第3条の関係についてご説明を申し上げます。

まず、3章の2の関係でございますけれども、3章の2は、これは新たに3章の2として設けるものでございまして、住宅の用に供される防火対象物の関係者は、住宅用防災機器を

設置しなければならないと、設置の義務付けをして第29条の2から第29条の5でこの細部規定をするものでございます。

次に、住宅用防災警報器の設置維持の基準についてお答え申し上げます。

まず、住宅用警報器につきましては、これは単独型と連動型がございます。単独型というのは、一つだけがこの火災になったときに鳴るというものです。連動型というのは、例えば教室が四つあった場合、それを4個つけた場合に4個全部鳴るということです。連動型の2種類がございます。そして、この使用電源ですけれども、電源については電池式とこの100ボルトの家庭用電源の2種類がございます。そして、また設置場所につきましては、就寝に使用する部屋、それと階段であります。そして、この警報器につきましては、やはり日本消防検定協会の合格品でなければならないというふうに省令で定めてございます。そして、この感知器の種類なんですけれども、光電式、それからイオン化式と2種類ございまして、やはりこの電池の持ち方、電池の場合の寿命でございますけれども、やはり安いものと1年くらい、いいものであれば10年くらいもつとそういうものですから、やはりこの電池交換については十分気をつけなければならないということでございます。

それから、次に住宅用防災報知設備でございますけれども、この報知設備の場合には、この警報器だけではございません。まず感知器がありまして、補助警報器がありまして受信機というのがございます。そして、それらは全部この配線でつながっております。この三つの一体となったものが報知設備でございまして、この報知設備にもやはりイオン化式と光電式という2種類の感知器の種類がございます。やはり電気は100ボルトの家庭用電源でございます。この報知器のいいところは、やはり感知をして1カ所だけが鳴るのではなくて、やはり全部屋が補助警報器が鳴動します。そういった形で、ただ値段が業者によっては、例えば4部屋をつけた場合、20万円から30万円ぐらいかかるということです。そして、単独型とそれから連動型の警報器につきましては、やはり安いので3,000円から、少し高いのでやっぱり1万3,000円ぐらい、この間の値段でございます。現にこれは収買されております。

次に、4番のこの警報器の設置の免除はどのような場合かということでございますが、これにつきましては、共同住宅及び寄宿舍、それから下宿、それから複合用途の防火対象物、例えば住居だけではなくて1階が店舗で2階が住居だとか、あるいは1階が住居で2階、3階は貸し事務所だとか、そういうのを複合用途といいます。そのような防火対象物で住宅の部分にスプリンクラー設備、それから自動火災報知設備を消防法施行令の基準に従い設置したときは免除されます。これは、火災予防条例ではなくて消防法でそういった大きな建物

の場合は設置が規制されます。ついでに住宅もやってしまいましたと言え、これは免除だということです。以上でございます。

それから、5番目の既存住宅の経過措置が平成20年5月30日までであると、それから既存住宅については設置しない場合どのような措置がされるかということでございますが、この一般住宅については、我々消防法第4条におきましても立ち入り検査権がございません。ですから、調査もできません。ですから、この設置の義務付けをしても罰則もないんです。そして、また届け出の義務もないということで、そういうことから、国の方もそのように実際、法を改正して義務付けたんですけれども、やっぱり回答に困っているのが実情でございます。ですから、我々も自分の命は自分で守るんだよということで、広報あるいはチラシ、それから建築士会等を通じて、やはり大いに何とか設置の促進を図っていきたくて考えております。

次に、6番目の住宅の防災警報器、それから防災報知設備の設置されていない新築住宅は、建築確認が出ないのかということでございますが、これは建築確認は出ます。ですが、新築住宅につきましては、設置が義務づけられているわけですから、設計に当たる建築士会、それから設計事務所会、そしてあとこの施工に当たる工務店等を通じて、この設置について推進を図るようにやはりお願いする必要があると考えております。

次に、7番目の国、県の助成措置についてでございますが、助成措置については一切ございません。

次に、この8番の条例が施行された際に旭市においての設置推進をする考えということでございますが、消防本部としましては、広報紙、火災予防運動時のチラシ、それから建築士会、消防設備士協会、民間の電気工事会社、設計事務所会等を通じて設置の推進を図っていく考えています。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の議案に対する質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松本源太郎議員の質疑を行います。

松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 私たち議員、素人に分かりやすい大変親切な条例の説明ありがとうございます。そこで、いろんな問題があるんですけども、地域の防災上の問題として再生資源燃料、特に廃棄物固形燃料などについては、この新しい1市3町が合併した新旭市においては管理する対象のものがあるのでしょうか、それらについてあれば、また私ども気をつけてみたいと思うんですけども、それだけお聞きいたします。

以上です。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 再生資源燃料について、この旭市管内にそういったものの対象はあるかということでございますが、1か所だけございます。それは、三川字猪野のここにあります株式会社ブライトでございます。この製品につきましてはRPF、このプラスチック、廃プラスチックを材料としたものでございまして、これは1日生産量約2トン、最大貯蔵量20トン、そしてこれは王子製紙、日本製紙に納入されております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

64番、阿部一成議員。

○64番（阿部一成） 条例第2条について伺います。

この第2条条例の中で、第31条の5の改正部分であります。ちょっとこれページがついてないので分かりにくいんですけども、初めから12ページぐらいになります、中段です。第31条の5、これを第1号、2号に2つに分割してあります。その（1）番目に、これは既設のものもあろうかと思えますけれども、タンク貯蔵の問題だと思います。読み上げますと、
「（1）地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、または危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチックまたはこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合または腐食しがたい材質で造られている場合にあつては、この限りではない」というふうになっております。

これは、7月1日に旭市のこの条例の案文では、31条の5、（1）については全部読み上

げるとちょっと長いので、改正部分について言いますけれども、7月1日の条例では、その外面がアスファルトローリング、アスファルトプライマー、モルタル、ここまでが今まで使っていたものでありますけれども、これらがこの中に入っておりません。そのほか新しくウレタンエラストマー樹脂とか強化プラスチックというのが入っておりますけれども、従来、先ほども申し上げましたアスファルトプライマーとかそういうものについては、これらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合というふうに読み替えることができるのかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 阿部議員の質問についてお答え申し上げます。

この31条の5の関係でございますけれども、この改正につきましては、平成10年10月29日でございます。そして、さらにこの関係につきまして平成17年3月22日にさらに改正されております。これが改正条例第1条の31条の5でございます。ですから、平成16年10月29日に改正をして、さらにまた改正をした。そして、今回の改正につきましては、3回分の改正通知文を1回に改正しております。そういった関係から前後するものが出てしまいました。これが31条の5の関係でございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員。

○64番（阿部一成） 十分とはちょっと回答になっていないんじゃないかと思いますが、その改正の都度、今までアスファルト関係とかモルタルで防食性を有する材料ということで有効に保護されていたというふうに今まで言われていて、既にそれで設置されている場合もたくさんあると思うんです。これらが、初めからやり直さなければならないものなのかどうか、その改正の細かい部分についてちょっと確認したいと思います。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それではお答え申し上げます。

この新条例施行の際に、既に既存の物件については適用いたしません。従前の例によるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員。

○64番（阿部一成） はい、分かりました。

それと、非常に今回の条例は25ページにわたって条例改正案が出ております。もともと旭市の火災予防条例は、全ページが現在で66ページあるものを25ページ分が改正されたということなんです。中身を読んでみますと、この第31条とか第34条という場合、全文が入っておりまして改正されない部分もあります。ですから、そういう点ではどこが改正されたかというのは、対照して全部読んでみなければ分からないので、改正部分についてはアンダーラインを引いてもらうとか何か便宜を図っていただきたい。これは、今後の問題でありますけれどもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 今後そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の質疑を終わります。

議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は可決することに決しました。

議案第3号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号 旭市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は可決することに決しました。

議案第4号から議案第13号までは人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたします。

議案第4号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

続いて、議案第5号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

続いて、議案第6号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

続いて、議案第7号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

続いて、議案第8号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

続いて、議案第9号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

続いて、議案第10号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

続いて、議案第11号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

続いて、議案第12号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は同意することに決しました。

続いて、議案第13号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第13号は同意することに決しました。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたしまして全員協議会を開催したいと思います。

案件についてでございますが、昨日の議会運営委員会において議事日程とともに旧干潟町

地先における一般廃棄物処理業許可の問題等陳情書の件について協議をいたしました。その結果、陳情書については急を要する事件であり、また議会としてもいつでも対応できる体制でなければとの多くのご意見をいただき、本日の議事日程に追加するために議会運営委員会を開催するものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 45 分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（林 正一郎） ただいま陳情第1号が提出されました。配布漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。陳情第1号を本日の日程に追加し直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 常任委員会陳情付託

○議長（林 正一郎） 追加日程第1、常任委員会付託。これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に陳情第1号を付託いたします。付託いたしました陳情は、この後、文教福祉常任委員会を開催し審査をお願いいたします。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 零時 0 分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第2 常任委員長陳情報告

○議長（林 正一郎） 追加日程第2、常任委員長陳情報告を行います。

文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情第1号の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 木内欽市 登壇）

○文教福祉常任委員長（木内欽市） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

本日、本会議において付託されました陳情第1号（株）環境シンフォニックによる極めて危険な溶融炉を備えた廃棄物処理施設の建設に反対する陳情の審査結果並びに結果を申し上げます。

主な意見についてご報告いたします。

本陳情については、現在、執行部は各種の対応をとっているようであるので、もう少し執行部の対応を見て慎重に調査、検討していく必要があるので、すぐに結論は出せない。しかし、いつ何があっても対応できる体制を整えておくことも必要である。また、この陳情は急を要するものであるので早い時期に結論を出したいという意見が出されました。慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、陳情第1号については、さらに調査、検討が必要であるということから全員賛成で、それぞれ閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおりご報告いたします。平成17年8月18日、文教福祉常任委員会委員長、木内欽市。

○議長（林 正一郎） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎） 追加日程第3、質疑、討論、採決。質疑、討論、採決を行います。
委員長の報告に対し質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 討論なしと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号 （株）環境シンフォニックによる極めて危険な溶融炉を備えた廃棄物処理施設の建設に反対する陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、陳情第1号は閉会中の継続審査と決しました。

◎日程第11 閉 会

○議長（林 正一郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、ご連絡をいたします。議会はクールビズとなりましたので、執行部の皆さんも次回よりクールビズで出席していただいて結構でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

これにて平成17年旭市議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 3分